産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧及び意見書の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、以下の産業廃棄物処理施設設置許可申請書を縦覧します。当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する方は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	株式会社富士環境保全公社 静岡県富士市桑崎 904 番地の 10 代表取締役　仁藤　哲
産業廃棄物処理施設の設置の場所	静岡県富士市大渕字丸火東 11208 番　外 17 筆
産業廃棄物処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第７条第 14 号ハ　管理型最終処分場
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん
縦覧場所	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
縦覧期間及び時間	令和８年 10 月 16 日(金)から令和８年 11 月 16 日(月)までの午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（開庁日に限る。）
意見書に記載すべき事項	①　意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号 ②　産業廃棄物処理施設設置許可申請者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所 ③　生活環境の保全上の見地からの意見
意見書の提出期限	令和８年 11 月 30 日(月)
意見書の提出方法及び提出先	①　提出方法　持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効） ②　提出先　縦覧場所と同じ

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
電話番号：054－221－2423
東部健康福祉センター廃棄物課
電話番号：055－920－2106